

3. 神戸町いのちを支える自殺対策計画策定委員会設置要綱及び 神戸町いのちを支える自殺対策計画推進本部設置要綱

神戸町いのちを支える自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 神戸町における自殺予防対策に関し、関係機関及び関係する団体等が連携を強化し、自殺予防対策を総合的に推進するため、神戸町いのちを支える自殺対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 自殺対策推進計画の策定及び総合的な自殺予防対策の推進に関すること。
- (2) 自殺予防対策の啓発及び相談体制の充実に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺予防対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 産業関係者
- (4) 地域関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

は委員の会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初の委員会の招集は、町長が行う。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部健康福祉課健康増進係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 最初の委員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成32年3月31日までとする。

平成30年度 神戸町のちを支える自殺対策計画策定委員会

1	県関係者	西濃保健所 健康増進課長	西松 浩
2	医療関係者	医師会 代表	町田 崇史
		歯科医師会 代表	河合 康雄
4	教育関係者	校長会 会長	西川 直美
		養護教諭 代表	栗山 裕子
		幼稚園園長会 代表	渡邊 邦子
5	産業関係者	商工会 事務局長	石樽 弘之
6	地域関係者	区長会 会長	林 保司
		民生委員児童委員協議会 会長	戸川 賢一
		福祉推進委員 委員長	川瀬 芳彦
		母子保健推進員 代表	早崎 妙子
		老人クラブ連合会 会長	森田 文男
7	行政関係者	安全衛生管理責任者	古沢 潤
		衛生管理者	山田 ますみ
事務局		民生部長	石原 誠
		保健センター所長	傍嶋 正子
		保健センター	室井 恵子

神戸町いのちを支える自殺対策計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 庁内全課が連携の上、所管する関係機関及び関係する団体等（以下「関係機関等」という。）と自殺予防対策事業の推進に協調して取り組むため、神戸町いのちを支える自殺対策行動計画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 自殺に関する現状把握並びに調査及び分析に関すること。
- (2) 総合的な自殺予防対策の検討に関すること。
- (3) 関係機関等と協調した自殺予防対策の啓発及び相談体制の充実に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自殺予防対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 本部は、部長級職員及び各課等の長並びに本部長が指名する課長補佐及び係長をもって本部員とし、組織する。

2 第2条に定める事務を処理するため、必要に応じて分科会（委員会）を置くことができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は町長とし、副本部長は教育長（総務部長）とする。

2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、民生部健康福祉課健康増進係において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関しその他必要な事項は、本部長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成30年11月30日から施行する。